

「神奈川区共助推進事業」補助金交付要綱

制 定 平成27年4月16日 神総第 32号（区長決裁）
最近改正 令和8年4月1日 神総第 2522号（区長決裁）

（趣 旨）

第1条 この要綱は、町の防災組織が行う、地域の現状を踏まえた共助による防災活動等を支援するため、神奈川区共助推進事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することに関して必要な事項を定める。

2 本補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町の防災組織

大地震等の災害の防止、軽減、予防のため、町内会等及び共同住宅の管理組合等を単位として自主的に設置運営される防災組織をいう。

(2) 防災活動等

地域の防災上の課題や現状に対応することを目的として、町の防災組織が実施する防災訓練や講演会、体験施設見学等その他の活動をいう。

(3) 防災資機材等

大地震等の災害時に被災した住民の共助による避難や救出、救護などを円滑に行うことを目的とする物品等をいう。

(4) 安否確認アプリ等

スマートフォンやタブレット、PC等を用いるオンラインのアプリケーションやWebシステム等のうち、次の要件を全て満たすサービスをいう。

ア 当該町の防災組織を構成する世帯の数以上の登録者を登録できること。

イ 登録者の安否をオンラインで確認する機能があること。

ウ 掲示板やチャット機能など、文字入力により登録者が相互に情報を交換できる機能があること。

(5) 自治会町内会館等

町の防災組織である町内会等及び共同住宅の管理組合等により運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する集会施設をいう。

（対象団体）

第3条 この要綱における本補助金の交付対象団体は、神奈川区所在の町の防災組織であって、かつ、本補助金の交付を受けようとする当該年度において、町の防災組織活動費補助金交付要綱（平成18年4月1日総危第10398号総務局長決裁）に基づく交付申請を行っている団体とする。

（補助の対象）

第4条 補助の対象は、前条に規定する団体が行う防災活動等で必要とする経費かつ、次の各号に定めるもの

とする。

- (1) 防災資機材等の購入及び作成費用
- (2) 外部講師や指導者による講演会等委託費用
- (3) 防災活動等に係る会場施設等の借上料
- (4) 防災施設の見学時等のマイクロバス借上料（道路通行料、駐車場利用料を含む。）
- (5) 自治会町内会館等の窓ガラス飛散防止フィルム設置費用（施工が伴うものに限る。）
- (6) 新規に導入する安否確認アプリ等の初期費用及び利用料（当該町の防災組織の構成世帯のみを利用対象として導入するものに限る。）
- (7) その他神奈川区長（以下「区長」という。）が必要と判断するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるものは対象外とする。

- (1) 倉庫その他専ら物品を収納することを目的とするもの
- (2) 食料、水その他飲食物にあたるもの
- (3) 紙おむつ、トイレットペーパー、生理用品その他衛生物品にあたるもの
- (4) ガソリン・オイル等の燃料等や乾電池など消耗品にあたるもの
- (5) 防災施設見学に関連のないマイクロバス借上料。ただし、休憩等は経路の範囲内であれば、この限りでない。
- (6) 安否確認アプリ等の利用にかかる端末代金及び通信料
- (7) 交付決定を受けた年度以外の年度に、当該交付決定に基づく購入・利用等を行った場合にかかる費用
- (8) 交付決定を受けた年度以外の年度に支払った、当該交付決定に基づく購入・利用等にかかる費用
- (9) 振込手数料金
- (10) 交付決定より前に購入・実施したもの
- (11) 町の防災組織活動費補助金、その他本市又は社会福祉協議会の補助金を用いた支出と重複するもの
- (12) その他第2条第2項第3号及び第4号にあたらないと区長が判断するもの

（補助対象経費）

第5条 この要綱において補助の対象となる経費は、予算の範囲内で、次の各号のとおりとする。

なお、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 第4条第1項第6号に該当する経費は、一式当たり250,000円を上限とする。
- (2) 当該町の防災組織の区域内又は区域周辺において地震や風水害による被害が生じた又は生じる恐れがあるときに、自治会町内会館等を自主的な避難場所として活用することを目的に前条に定める防災資機材を複数種類購入する場合は、要する経費の4分の3に相当する額とし、一式当たり250,000円を上限とする。
- (3) 本項第1号及び第2号を除く、前条に定める防災資機材等の整備及び防災活動等を行うときは、要する経費の3分の2に相当する額とし、一式当たり250,000円を上限とする。ただし、本補助金の交付を受けようとする当該年度から起算して過去3年間に交付を受けた対象団体については、150,000円を上限とする。

（交付申請）

第6条 本補助金の交付を申請しようとする町の防災組織は、横浜市電子申請・届出システム、郵送又は持参（本市からの通知を含め、以下これらの相互の通信手段を総称して「送達」といい、横浜市電子申請・届

出システムの場合は、この要綱の各様式の内容に準じWeb上のフォーム、システムにより送達を行うことを指す。)により、次の各号に定める書類を、区長が定める日までに区長に送達しなければならない。

(1) 「神奈川区共助推進事業」補助金交付申請書(第1号様式)

(2) 見積書の写し。ただし、第4条第1項第1号に定める防災資機材等の購入費用において、見積書を受領できない等やむを得ない場合は、購入する商品の型番と値段が確認できる資料を添付することで見積書の代わりとすることができる。

(3) 第4条第1項第6号にかかる申請については、第2条第2項第4号に定める安否確認アプリ等の要件を満たすことが分かる資料

2 補助金規則第5条第1項第5号の規定により区長が必要と認める補助金交付申請書への記載事項は、交付を申請する団体が活動する地域における防災上の課題や現状、その課題や現状に対応するために実施する防災活動等の概要、防災活動等の実施に必要となる第4条第1項に定める補助の対象とする。

3 補助金規則第5条第3項の規定により区長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項は、補助金規則第5条第1項第3号及び第4号の記載事項並びに補助金規則第5条第2項の添付書類とする。

4 本補助金の交付を申請することができる回数は、各年度において1団体につき1回とする。ただし、第8条に規定する交付の取下げを求め、第13条に基づく交付決定の取消しを受けたときは、当該取消しにつき1回に限り、再度、交付を申請することができる。

(交付及び不交付の決定通知)

第7条 区長は、本補助金の申請書を受領したときは、その内容を審査し、本補助金を交付することが適当と認めた場合、本補助金の交付決定を「神奈川区共助推進事業」補助金交付決定通知書(第2号様式)により交付を申請した団体に通知する。

2 区長は、本補助金の申請書を受領したときは、その内容を審査し、本補助金を交付することが適当でないとして認めた場合、本補助金を交付しない旨の決定通知を「神奈川区共助推進事業」補助金不交付決定通知書(第3号様式)により交付を申請した団体に通知する。

(交付の取下げ)

第8条 本補助金の交付決定を受けた団体(以下、「交付対象団体」という。)が、前条に定める交付決定通知書の交付を受けた後に取下げを求めるときは、区長が定める期日までに、「神奈川区共助推進事業」補助金交付取下げ申請書(第4号様式)を提出しなければならない。

2 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから30日後の日とする。

(実績報告)

第9条 交付対象団体は、交付対象事業が完了したときには、区長が定める日までに次の各号に定める書類を、区長に送達しなければならない。

(1) 「神奈川区共助推進事業」補助金実績報告書(第6号様式)

(2) 第4条第1項第1号から第5号及び第7号に該当する事業の場合は領収書の写し。ただし、事業者から領収書を受領できない等やむを得ない場合は、事業者への支払が確認できる金融機関等が発行する振込

受付書、振込金受取書、又は払込確認書等を添付することで領収書の写しの提出に代えることができる。

- (3) 第4条第1項第1号に該当する事業の場合は納品書の写し。ただし、購入事業者から納品書を受領できない等やむを得ない場合は、購入した防災資機材等の写真等を添付することで納品書の写しの提出に代えることができる。
- (4) 第4条第1項第6号に該当する事業の場合は、安否確認アプリ等のサービス提供事業者が作成又は発行する契約内容等が記載された資料の写し及び領収書の写し。ただし、領収書の写しについては、事業者から領収書を受領できない等やむを得ない場合は、事業者への支払が確認できる金融機関等が発行する振込受付書、振込金受取書、又は払込確認書等を添付することで領収書の写しの提出に代えることができる。
- (5) 補助金規則第24条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
- (6) 補助金規則第24条の規定による入札又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合には、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
- (7) その他区長が必要と認める書類

2 補助金規則第14条第4項の規定により区長が実績報告書への添付又は記載を省略させることができる書類及び事項は、補助金規則第14条第1項第2号のうち補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び第3号に掲げるものとする。

(補助金額の確定通知)

第10条 区長は、前条に定める報告を受けたときは、実績報告書及びその添付書類等により書類の審査及び必要に応じて補助事業の履行状況等の調査を行い、補助金額を確定して「神奈川区共助推進事業」補助金確定通知書（第7号様式）により交付対象団体に通知するものとする。ただし、交付確定額は第7条第1項により通知した補助金の交付決定額を上回ることはできない。

(補助金交付の請求)

第11条 前条の交付額確定通知書の交付を受けた交付対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、「神奈川区共助推進事業」補助金請求書（第8号様式）を区長に送達しなければならない。

(訓練等の実施報告)

第12条 本補助金の交付を受けた団体は、本補助金の交付対象となった防災資機材等を用いた訓練や活動等を実施し、終了後速やかに「神奈川区共助推進事業」補助金訓練等実施報告書（第9号様式）により報告しなければならない。提出の期限は、原則として当該年度の3月末までとする。

(補助金決定の取消し及び返還等)

第13条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した本補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金規則第19条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 第3条に定める本補助金の補助対象団体の要件に該当しないとき。
- (3) 申請団体が第8条の規定に基づく「神奈川区共助推進事業」補助金交付取下げ申請書（第4号様式）を

提出し、区長が受理したとき。

(4) 交付対象団体が、第9条に定める実績報告書類を適正に提出しなかった等、補助金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 区長は、第1項の規定により交付決定を取り消すときは、「神奈川区共助推進事業」補助金交付決定取消し通知書（第5号様式）により申請団体に通知する。

4 補助金の返還を命ずる場合の納期限は、交付決定の取消しの日の翌日から起算して30日を経過した日の属する月の末日とし、本市が発行する納入通知書に従い、指定の金融機関に収めなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助金規則第25条の規定により区長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、財産を取得した日から起算し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間とする。

(関係書類の保存期間)

第15条 補助金規則第26条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(保守管理)

第16条 防災資機材等の保守管理は、本補助金の交付を受けた町の防災組織が行う。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(神奈川区窓ガラス飛散防止フィルム設置事業補助金交付要綱の廃止)

2 令和2年7月26日付施行の「神奈川区窓ガラス飛散防止フィルム設置事業補助金交付要綱」は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現にこの要綱の改正前の「神奈川区共助推進事業」補助金交付要綱の規定により、補助の決定又は補助金の交付を受けた者は、改正前の「神奈川区共助推進事業」補助金交付要綱の規定により、補助の決定又は補助金の交付を受けた者とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市神奈川区長

団体名			
所在地 〒			
代表者名		電話	

「神奈川区共助推進事業」補助金交付申請書

地域防災力の向上に向けた取組を推進するため、補助金の交付を受けたいので、「神奈川区共助推進事業」補助金交付要綱第6条第1項に基づき、関係書類を添付して申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等に関する規則(平成17年度11月30日横浜市規則139号)及び「神奈川区共助推進事業」補助金交付要綱を遵守します。

1 団体が活動する地域の防災上の課題や現状（複数選択可）

- 住民に対する防災啓発が進んでいない 安否確認や避難誘導の手段がない
- 情報交換や通信の体制が整っていない 自治会町内会の本部機能が整っていない
- その他：

2 上記1に対応するために実施する訓練や活動の概要（複数選択可） 実施予定日： 月 日

- 防災資機材の購入や防災マップを作成し、訓練等を行う 講演会を開催して住民に対し防災啓発を行う
- 防災施設の見学等のためにバスを借り上げる オンラインで安否確認や情報共有等を行う
- 窓ガラス飛散防止フィルムを設置する その他：

3 上記2の訓練や活動に用いるために補助金の交付を申請する内容（いずれか一つに☑してください。）

- 安否確認アプリ等の導入（補助率：10/10、補助上限額：25万円）※対象のアプリ等であることが分かる資料を添付してください。
- 会館等を自主的な避難場所として活用するため防災資機材を複数種類購入する（補助率：3/4、補助上限額：25万円）
 ※以下、自治会町内館等に関する情報も記載してください。
 会館名： 会館所在地：神奈川区
 担当者： 担当者連絡先：
 避難所として活用できる広さ：約 m² 避難可能人数： 人程度
- 以上に該当しない防災資機材等の購入、防災施設見学のためのバス借上、窓ガラス飛散防止フィルム貼付等（補助率：2/3、補助上限額25万円。ただし、過去3年間で本補助金の交付を受けた団体は上限15万円。）

4 補助金申請額（100円未満切り捨て）

円 （合計額： 円×補助率： / ）

5 経費内訳（様式内に記入しきれない場合は、必要事項が記載された別紙を添付してください。）

品目	数量	単価	小計

6 補助金交付申請にあたっての確認事項（☑してください。）

- 本申請により実施する補助事業は、町の防災組織活動費補助金、その他本市又は社会福祉協議会の補助金を用いた支出と重複するものではありません。
- 「5 経費内訳」が分かる見積書等を添付しました。

第 号
年 月 日

様

横浜市神奈川区長

「神奈川区共助推進事業」補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました「神奈川区共助推進事業」補助金については、次のとおり交付することと決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額

_____ 円

2 交付時期

適法な請求書を受理した日から起算して30日以内とします。

3 交付条件

- (1) この補助金は、申請以外の目的での使用又は他の事業に流用しないでください。
- (2) 事業を中止するときは、速やかに区長に報告してください。
- (3) 補助金が交付され防災資機材等の購入、講演会の開催及び支払が終了した後は、速やかに完了報告書に必要な書類を添付して提出してください。
- (4) 購入した防災資機材等を活用した訓練や活動は、原則として3月までに実施し、実施後は「神奈川区共助推進事業補助金」訓練等実施報告書(第7号様式)を提出してください。
なお、訓練や活動の内容について報告会での発表を依頼することがありますので、その際には御協力をお願いします。
- (5) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、区長に報告し、その指示を受けてください。
- (6) この補助金の交付条件に違反した場合は、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。

(A4)

第 号
年 月 日

様

横浜市神奈川区長

「神奈川区共助推進事業」補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました当該年度の共助推進事業補助金については、次のとおり
交付しないことと決定しましたので通知します。

不交付理由

年 月 日

横浜市神奈川区長

団体名			
所在地	〒		
代表者名		電話	

「神奈川区共助推進事業」補助金交付取下げ申請書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知を受けました「神奈川区共助推進事業」補助金について、「神奈川区共助推進事業」補助金要綱第8条第1項に基づき、申請を取り下げます。

1 補助金交付決定額

_____ 円

2 補助金交付申請取下げ理由(具体的かつ詳細に記載すること。)

第 号
年 月 日

様

横浜市神奈川区長



「神奈川区共助推進事業」補助金交付決定取消し通知書

年 月 日 神総第 号により交付決定を通知した「神奈川区共助推進事業」補助金について当該交付決定の全部(一部)を取り消します。

1 補助金交付決定額

_____ 円

2 補助金交付決定取消し額

_____ 円

3 取消し理由

横浜市神奈川区長

団体名			
所在地	〒		
代表者名		電話	

「神奈川区共助推進事業」補助金実績報告書

補助金の交付申請をした事業が完了しましたので、「神奈川区共助推進事業」補助金交付要綱第9条第1項に基づき、関係書類を添付のうえ次のとおり報告します。

1 完了年月日

年 月 日

2 要した費用総額

_____ 円

3 添付書類

- (1) 要した費用の領収書の写し
- (2) 納品書等の写し（防災資機材等の購入及び作成の場合）
- (3) 契約内容等が分かる書類の写し（安否確認アプリ等の導入の場合）

第 号
年 月 日

様

横浜市神奈川区長

「神奈川区共助推進事業」補助金額確定通知書

年 月 日 神総第 号により交付を決定しました補助金について、次のとおり補助金の額が確定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額

_____ 円

2 要した費用総額

_____ 円

3 確定額

_____ 円

横浜市神奈川区長

団体名			
所在地	〒		
代表者名		電話	

「神奈川区共助推進事業」補助金請求書

年 月 日 神総第 号で確定通知のありました補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金の請求額

_____ 円

2 振込先金融機関・口座

(金融機関名)		(支店・出張所・支所名)	
(預金種目)	口座番号		
(フリガナ)			
口座名義人			

※口座番号の確認のため、通帳の写しを添付してください。

(留意事項)

請求委任や受領委任を行う場合は、請求書の押印は省略できません。

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入願います。
上記口座に神奈川区から交付される補助金を振り込んでください。

代表者 _____ 印 _____

横浜市神奈川区長

団体名			
所在地	〒		
代表者名		電話	

「神奈川区共助推進事業」補助金訓練等実施報告書

訓練等実施日	
参加人数	
使用した 防災資機材等	
訓練の内容	
感想や意見	

※ 当日の写真等について、添付をお願いします。

この報告書は、原則として補助金の交付を受けた年度の3月末日までに提出してください。訓練等の内容について、区が開催する報告会等で発表を依頼する場合があります。